

平成25年10月29日

特定商取引法違反の電話勧誘販売業者に対する 業務停止命令（3か月）について

- 消費者庁は、短歌、俳句、書等の作品、自費出版の書籍の紹介や名刺広告を、自作の冊子やウェブサイト、あるいは業界新聞等の広告欄に掲載する役務の電話勧誘販売を行っていた中村美樹に対し、本日、特定商取引法第23条第1項の規定に基づき、平成25年10月30日から平成26年1月29日までの3か月間、電話勧誘販売に関する業務の一部（新規勧誘、申込受付及び契約締結）を停止するよう命じました。
- 認定した違反行為は、氏名等不明示、再勧誘及び迷惑勧誘です。
- 処分の詳細は、別紙のとおりです。

1. 中村美樹（以下「本件事業者」という。）は、株式会社アドバンス（以下「アドバンス」という。）、株式会社中央通信（以下「中央通信」という。）等の社名を用いて、短歌、俳句、書等を趣味とした消費者に電話をかけ、その作品や名刺広告を、自作の冊子やウェブサイト、あるいは業界新聞等の広告欄に掲載する役務（以下「本件役務」という。）を提供する契約を締結する電話勧誘販売を行っていました。契約者の中には、本件事業者から複数回にわたり異なる社名での勧誘を受け、それぞれの掲載料を本件事業者に対して支払っていた消費者もいました。
2. 認定した違反行為は以下のとおりです。
 - (1) 本件事業者は、電話勧誘販売に係る本件役務の提供契約の締結について勧誘をするに際し、その勧誘に先立って、消費者に対し、勧誘を行う者の氏名について偽名を告げていました。

（氏名等不明示）
 - (2) 本件事業者は、電話勧誘販売に係る本件役務の提供契約の締結について勧誘をするに際し、消費者が「掲載は金輪際やりません。」、「契約はし

ていないし、私は掲載のつもりもない。」などと本件役務の提供契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、その電話で引き続き、あるいは、再度電話をかけて勧誘を行っていました。

(再勧誘)

(3) 本件事業者は、電話勧誘販売に係る本件役務の提供契約の締結について勧誘をするに際し、消費者が電話を切った後も1分と間をおかずに電話をかけ、又は毎日複数回の電話を執拗に消費者にかけ、時に脅すような大声で留守番電話にメッセージを残すなど、消費者に対して、迷惑を覚えさせるような仕方で勧誘を行っていました。

(迷惑勧誘)

【本件に関する御相談窓口】

本件に関する御相談につきましては、消費者庁から権限委任を受けて消費者庁とともに特定商取引法を担当している経済産業局の消費者相談室で承ります。お近くの経済産業局まで御相談ください。

北海道経済産業局消費者相談室	電話	011-709-1785
東北経済産業局消費者相談室		022-261-3011
関東経済産業局消費者相談室		048-601-1239
中部経済産業局消費者相談室		052-951-2836
近畿経済産業局消費者相談室		06-6966-6028
中国経済産業局消費者相談室		082-224-5673
四国経済産業局消費者相談室		087-811-8527
九州経済産業局消費者相談室		092-482-5458
沖縄総合事務局経済産業部消費者相談室		098-862-4373

(別紙)

中村美樹に対する行政処分の概要

1. 事業者の概要

- (1) 名称：中村美樹（なかむら みき、男性）
- (2) 所在地：
（事務所）東京都世田谷区祖師谷三丁目6番17号清和荘204
- (3) 取引類型：電話勧誘販売
- (4) 取扱役務：自作冊子、ウェブサイト、業界新聞等の広告欄への、短歌、俳句、書等の作品、自費出版の書籍の紹介や名刺広告の掲載

2. 取引の概要

中村美樹（以下「本件事業者」という。）は、株式会社アドバンス（以下「アドバンス」という。）、株式会社中央通信（以下「中央通信」という。）等の社名を用いて、短歌、俳句、書等を趣味とした消費者に電話をかけ、その作品や名刺広告を、自作の冊子やウェブサイト、あるいは業界新聞等の広告欄に掲載する役務（以下「本件役務」という。）を提供する契約を締結する電話勧誘販売を行っていた。

3. 本件事業者が勧誘の際に用いた会社名を併せて公表する。

- (1) 株式会社アドバンス（事例1、2、3、4、5）
 - 代表取締役： 中村美樹
 - 所在地（登記簿）： 東京都豊島区東池袋二丁目62番8号 BIGオフィスプラザ池袋11F
 - （表示上の住所）： 東京都台東区寿一丁目3番3号 斉藤ビル4F
- (2) 株式会社中央通信（ちゅうおうつうしん）（事例2、3、4、5）
 - 代表取締役： 中村美樹
 - 所在地（登記簿）： 東京都中央区銀座五丁目5番14号 GINZAGATES10F
 - （表示上の住所）： 東京都中野区新井五丁目5番13号 光ビル4F
- (3) 株式会社正協（せいきょう）（事例5）
 - 代表取締役： 中村美樹
 - 所在地（登記簿）： 東京都中央区八重洲一丁目9番13号

- (表示上の住所)：東京都世田谷区祖師谷三丁目6番17号 清和ビル2F
- (4) 株式会社アドワークス (事例5)
- 代表取締役： 中村美樹
- 所在地 (登記簿)：東京都渋谷区渋谷一丁目8番3号 TOC第一ビル8F
- (表示上の住所)：東京都港区虎ノ門三丁目18番6号朝日虎ノ門ビル4F
- 東京都中野区南台三丁目23番7号 堀ビル2F

4. 行政処分 (業務停止命令) の内容

(1) 内容

特定商取引に関する法律 (以下「法」という。) 第2条第3項に規定する電話勧誘販売に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

- ア. 電話勧誘販売に係る役務提供契約の締結について勧誘すること。
- イ. 電話勧誘販売に係る役務提供契約の申込みを受けること。
- ウ. 電話勧誘販売に係る役務提供契約を締結すること。

(2) 停止命令の期間

平成25年10月30日から平成26年1月29日まで (3か月間)

5. 命令の原因となる事実

本件事業者は、以下のとおり、法に違反する行為を行っており、電話勧誘販売に係る取引の公正及び購入者等の利益が著しく害されるおそれがあると認められた。

(1) 氏名等不明示 (法第16条)

本件事業者は、電話勧誘販売に係る本件役務の提供契約の締結について勧誘をするに際し、その勧誘に先立って、消費者に対し、勧誘を行う者の氏名について偽名を告げていた。

(2) 再勧誘 (法第17条)

本件事業者は、電話勧誘販売に係る本件役務の提供契約の締結について勧誘をするに際し、消費者が「掲載は金輪際やりません。」「契約はしていないし、私は掲載のつもりもない。」などと本件役務の提供契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、その電話で引き続き、あるいは、再度電話をかけて勧誘を行っていた。

(3) 迷惑勧誘 (法第22条第3号、省令第23条第1号)

本件事業者は、電話勧誘販売に係る本件役務の提供契約の締結について勧誘をするに際し、消費者が電話を切った後も1分と間をおかずに電話を

かけ、又は毎日複数回の電話を執拗に消費者にかけ、時に脅すような大声で留守番電話にメッセージを残すなど、消費者に対して、迷惑を覚えさせるような仕方で勧誘を行っていた。

6. 勧誘事例

【事例1】

消費者Aは、ある会社の勧誘を受け、その会社の企画する、全国紙の広告スペースに短歌を掲載したことがあった。

平成23年10月、本件事業者は、短歌を作ることが趣味であるAの自宅に突然電話をかけ、「アドバンスのサカモトです。」と名乗り、「2か月前にあなたと約束しましたからお電話しました。」と言った。Aは、心当たりがないため、「何の約束ですか。」と尋ねた。本件事業者は、「あなたの短歌をインターネットで全国に紹介します。」と答えた。Aは、「私はインターネットをやらないので不要です。インターネットは持っていませんし、興味もない。かまわないでくれ。」と断ったが、本件事業者はAの話を見聞かず、「契約書を送るから内容を見てサインしてください。」と続けて勧誘した。Aが「いつ私が約束したというんですか。」と尋ねたところ、本件事業者は「2か月前です。」と答えたので、Aは「2か月前にはあなたのことは知らない。アドバンスという会社も知らない。今初めて聞きました。断ります。」と言って更に断った。しかし、本件事業者は「2か月前に約束したのではないですか。」と話を続け、Aが「2か月前に何を約束したのか。」と聞いても本件事業者ははっきりしたことを言わず、さらに、「今からファックスで契約書を送るから内容を読んでください。そしてこれにサインしてください。」と言った。Aは、「契約書は要らない。送らないでくれ。」と断ったが、本件事業者は、「送るから読んでください。」と同じ内容を繰り返した。Aは、自分が何を言おうと、本件事業者が同じことを繰り返し執拗に迫ってくるので、最後にはこれは脅しだと感じた。Aは、「私はインターネットをやらない。興味もない。これからやる気もない。もう一切かけないでくれ。」と言って電話を切った。しかし、本件事業者は、それから1分も経たないうちに、再びAに電話をかけ、「アドバンスのサカモトです。」「2か月前に約束しました。」と繰り返し、さらに、「インターネットで全国に流すから、代金を払って下さい。」「契約書を送るから。」と、インターネットへの短歌掲載の役務提供契約を迫った。Aが「そういうことはしないでくれ。」「そんな約束はしていない。」と言って電話を切った後も、本件事業者は1分と間をおかず、Aに電話をかけ、「2か月前に約束しました。代金を払ってください。」「契約書を送るから。」などと執拗に勧誘を続けた。本件事業者の勧

誘に対し、Aが「そんな約束はしていない。」「そういうことはしないでくれ。」と断るといった押し問答が続いた。Aが電話を切っても間をおかずに電話がかかるという繰り返しが5、6回、1時間後の午前10時頃まで続いた。

翌日も午前9時頃から、本件事業者はAに電話をかけ、同じ内容を繰り返した。Aは、最初の3回ほどは電話に出たが、ここまで迫ってくるのは尋常ではないと恐怖を感じて、その後は電話に出ないことにした。

さらに、その翌日も午前9時頃から、本件事業者はAに電話をかけ、Aが何を言おうと、「2か月前に約束しました。代金を払って下さい。」「契約書を送るから。」と同じ内容を繰り返した。Aは、本件事業者の勧誘が代金を支払うまで続けられるのだと思い恐ろしくなり、消費生活センターに相談に行った。

【事例2】

平成23年12月、本件事業者は、消費者Bに「アドバンスです。」と言って氏名を名乗らず電話をかけた。Bは、本件事業者に「あなたの作品を掲載しているので掲載料を振り込みしてください。」と突然言われたが、Bは契約の覚えが全くなかったので、「契約はしていないし、私は掲載のつもりもない。」と断った。しかし、本件事業者は、「いや、1回でいいから協力してくれ。」「1か月、1回だ。」と、強引な口調で繰り返し言った。本件事業者は、Bに「年内に支払ってくれ。」「契約書をファックスで送るから直ぐに支払ってくれ。」と言ったが、Bは「そんなものは要らない。」と断って電話を切った。その直後に「広告掲載契約書」と銀行の振込用紙の写しがファックスで送られてきた。Bは、こんなものを送られてきては困ると思い、断るために「広告掲載契約書」に記載されていたアドバンスの電話番号に電話をかけたが、契約を断ることができなかった。Bは、1回だけならという思いで、「広告掲載契約書」をファックスで返送し、契約書に記載されていた掲載料2万円をアドバンス宛てに振り込んだ。

平成24年に入ると、本件事業者は中央通信のササキと名乗りBに電話をかけ、「新聞に作品を掲載しているので掲載料2万円を振り込んでください。」と言った。「どうしたんだ早く振り込んでくれ。」と繰り返す本件事業者に対し、Bは「1回でいいと言っただろう。」とアドバンスからの電話だと勘違いして言った。「新聞は契約もしてないし。」と言うBに、本件事業者は「いやしている。直ぐファックスする。」と強引に言った。Bは、アドバンスからだ勘違いしたまま「契約は1回きりにしてくれ。1回きりなら。」と言って、広告の掲載を了承した。電話の後にファックスと郵便で中央通信から「広告掲載契約書」という書面が送られてきた。その数日後に請求書が送られてきたので、請求書に記載されていた中央通信の口座に2万円を振り込んだ。

翌月、本件事業者はBに再び請求書を郵便で送り、その後アドバンスのサカモトと名乗ってBに電話をかけ、「ホームページにずっと掲載しているので1か月2万円で、毎月2万円振り込んでください。」「直ぐに振り込んでほしい。」「今月分の支払いだ。」と言った。Bは、「1回だけと言ったじゃないか。」と言ったが、本件事業者は「そんなことは無い、1年分なんだ。」と言い、Bが「冗談じゃない1回と言っただろう。」「もうこれ以上はだめだ。」と断っているうちに、本件事業者は電話を切った。Bは、複数の会社から次々連絡があり混乱して、アドバンス宛てに2万円を銀行で振り込んだ。

その1週間ぐらい後に、本件事業者は中央通信名の請求書をBに郵便で送り、その後Bに中央通信とのみ名乗って電話をかけ、「どうしたんだ、直ぐに振り込んで欲しい。」と告げた。本件事業者は中央通信の銀行口座を指定して代金を振り込めと言い、Bが「2万円1回だけと約束したじゃないか。」「これ以上は困る。」と何度言っても、本件事業者は「振り込んでください。」としか言わず会話にならなかった。Bは、以前送られてきた「広告掲載契約書」に記載されていた中央通信の電話番号に電話をかけてササキを呼び出し、「1回だけだと言ったのに、何でまた来るんだ。」と尋ねた。本件事業者は、「お願いしたい。」と繰り返し言った。Bは、「今回限りだ。」と言って了承し、中央通信の銀行口座に掲載料を振り込んだ。Bは、次々と複数の会社から請求書や連絡が来るので、自分では解決できないと思い、消費生活センターに相談し、アドバンス、中央通信にクーリング・オフの通知のはがきを出した。しかし、その後も中央通信からBに何度も郵便物が届き、本件事業者が名乗るアドバンスのサカモトからも何度も電話があった。中央通信からの郵便物の中には、アドバンスの振込用紙が入っていたこともあった。

その後、アドバンスのサカモトと名乗る本件事業者から、掲載料を振り込んでくれという電話があった際、Bは、クーリング・オフをしていることや、消費生活センターなどに連絡していることを言って電話を切ったところ、それからは連絡は無くなった。

【事例3】

消費者Cは、趣味で書いた小説を自費出版し、過去に別の会社の勧誘を受け、その会社の企画する、全国紙の広告スペースに、自費出版した本の紹介を掲載したことがあった。

平成24年1月、本件事業者は中央通信のササキと名乗り、Cの自宅に電話をかけ、「あなたの本を国会図書館で見ました。養老院とかそういう所の人が見たい見たいと言うから分けてあげたい。」などとCに言った。Cは見たいと言われた自費出版本を中央通信へ送った。

その数日後、本件事業者は、「アドバンスです。」と言って、Cの自宅に電話をかけた。本件事業者はサカモトと名乗り、「お宅の本が素晴らしいので紹介したい。うちの出版物に載せさせてほしい。広告をさせてください。」と広告掲載の役務提供契約の締結について勧誘をした。Cは、「お宅は悪い会社だと聞いているので契約しません。」「2度と電話をしないでください、お宅とだけは絶対に契約しません。」と断り電話を切った。その翌日は3回、お昼の12時前後に1回、30分ほど後に1回、午後3時頃に1回、本件事業者はCに、「アドバンスのサカモトです。」と名乗って電話をかけ、Cが自費出版した本の広告掲載の勧誘をした。Cは、勧誘を断り、すぐに電話を切るようにしていたが、その日から毎日、同じことが繰り返されたので、Cは留守番電話にして電話には出ないようにしていた。

最初の電話から1か月ほど後、Cは突然、中央通信からの請求書をファックスで受けた。内容は毎月5万円を請求するもので、下部に、毎月5万円を通帳から引き去るといった意味合いの文言と中央通信の連絡先が記載されていた。Cが驚いて、請求書に記載された中央通信の電話番号に電話したところ、本件事業者はササキと名乗り、「取り消したければ、こちらから資料を送るので、それに住所、氏名を書き判を押して送り返すように。それまでの分は引かせてもらう。」とCに言った。Cは、取り消すつもりで、届いた用紙に住所、氏名を記入し、印鑑を押して中央通信に送り返した。しかし、本件事業者から、振込用の銀行口座番号が送られてきたので、Cは中央通信に電話をかけて弁護士に相談すると言ったところ、本件事業者はCに対し、「出るところ出るならこっちだって巻き返す。」と暴力的な口調で言った。Cは怖くなって、「どうしたら断ち切れるんですか。」と、本件事業者に尋ねたところ、本件事業者が「2か月分払えば止める。」というので、Cは2か月分の代金を支払った。

翌月、Cの自宅に、突然、アドバンスから請求書とCの本の表紙をコピーしたものが郵便で送られてきた。請求書が郵便で送られてきた日はアドバンスから数十回の電話が入っており、Cは電話に出なかったが留守番電話に毎回、「サカモトです、サカモトです。アドバンスのサカモトです。」「振り込め、振り込め。郵便局は4時までですよ。」などというメッセージが、脅すような大きな声で、また、語尾を伸ばす言い方で吹き込まれていた。その電話は、朝の7時から夜の11時ぐらいまであり、午後4時過ぎの留守番電話には、「締切りですよ。」「毎月自動で12万円取る。この日までに支払えばそれを取り消してやる。」と、脅しのようなメッセージが残されていた。Cは、電話を聞かないために外に出て歩き回っていた。そして、ただ払え払えと言うだけだが、普通であれば支払ってしまうだろうと思われるほどの音の暴力で、Cは心身ともに疲れ果てた。この日以降も、本件事業者はサカモトと名乗り、毎日10回か

ら20回、Cに同様の電話をかけ続けた。1週間ほどして、アドバンスから「振込確認にての打ち切り 本日必着にてお願いします」と手書きされた請求書が再度郵便で送られ、Cはたまりかねて、消費生活センターに相談した。

【事例4】

消費者Dは、数年前に自作の本を自費出版したが、売ることを目的としたものではなく、国会図書館に寄贈していた。その後、Dは別の会社の勧誘を受け、その会社の企画する全国紙の広告スペースに、自費出版した本の広告を掲載したことがあった。

平成24年4月、本件事業者はアドバンスのサカモトと名乗りDの自宅に突然電話をかけた。本件事業者は、「ファックスで契約書を送りましたが、返信がありません。どうしましたか。」と話を始めた。Dは全く心当たりがなかった。Dは「そんなものは受けていません。」と言った。本件事業者は、「受けていないなら、今から送るので名前を書いて印を押して返送してください。」と言った。Dは訳がわからず「何のことですか。」と尋ねると、本件事業者は、「広告です。」と答えた。Dは、以前別の会社に高額な広告掲載の契約をさせられたという思いがあったので、「〇〇で高いお金をとられたので、掲載は金輪際やりません。」とはっきりと断った。しかし、本件事業者は、「うちは安いですし、業界新聞Pやインターネットにも半年間5万円で掲載します。」と続け、「うちは安い。」としきりに言った。Dは、断っていたが、本件事業者は、「いい本なので、後世に知らせたい。」、「半年もインターネットに載せてあげる。うんと反響がありますよ。」、「注文が殺到したときには増刷してあげますよ。」などと、延々と広告掲載の勧誘を続けた。Dは本件事業者に、「業界新聞Pなどへの掲載とインターネットへの掲載が5万円だが、両方掲載して3万にする。」と言われたことなどから、仕方なく契約することにした。本件事業者は、「では契約書を送ります。」と言って電話を切った。

1週間ほど後、中央通信から突然、掲載紙面を業界新聞Pとした「広告掲載契約書」が、Dに郵便で送られてきた。中央通信の担当者とは話したことがなかった。Dはそのまま何もしなかった。

その後、アドバンスから支払日が翌日の金額3万円の請求書がDに送られてきた。数日後、アドバンスからDの本の広告を掲載した業界新聞Qが郵便で送られてきたが、電話で告げられた媒体名とも異なり、広告は読めないほど字が小さかった。また、Dが電話で話したのはアドバンスのサカモトなのに、中央通信から業界新聞Pの「広告掲載契約書」が突然届いたりしたので、Dは訳が分からなくなり消費生活センターに相談に行った。

【事例5】

消費者Eは別の会社の勧誘を受け、その会社の企画する全国紙の広告スペースに興味で詠んだ短歌を掲載したことがあった。

平成24年6月、本件事業者は、アドバンスと名乗り消費者Eに電話をかけ、「あなたの作品を読んで良いと思ったので、自分の会社の冊子に載せたい。」などと言って短歌掲載の契約を勧めた。Eは、「いや、私の歌などもう大した作品ではないから。」と辞退したが、本件事業者は、「いや、良い作品です。あなたの歌は、えらい先生の作品と違ってわかりやすい。歌を知らない人でも楽しめる。」などと勧誘を続けた。Eは、「私は好きなように詠んでいるだけですから。」と、本件事業者の勧誘を数回断ったが、本件事業者の熱心な勧誘に負け、「では1回だけね。」と1回の掲載のつもりで短歌掲載契約を承諾した。Eが、「掲載料はどのくらいですか。」と尋ねると、本件事業者は「12万円。」と答えた。数日後、Eは本件事業者からファックスで送られた「広告掲載契約書」に、住所、氏名等を記入し印鑑を押してファックスでアドバンスに返送した。1週間ほど後、本件事業者からE宛てにアドバンスの請求書がファックスで送られてきたので、その日のうちに12万円を振り込んだ。ところが、それから数日のうちにアドバンスから2回、同額で支払期日の異なる請求書がE宛てに郵送されてきた。短歌掲載料12万円は支払済みであるので、Eは振込明細のコピーに送金済みである旨を記載して、アドバンスにファックスで送った。すると、アドバンスから「インターネット作品掲載契約書」が3回立て続けにEにファックスで送られてきた。本件事業者は、Eにファックスした後、アドバンスのサカモトと名乗りEに電話をかけ、「あなたの作品は素晴らしいので、作品を読みたい人がいる。歌集があれば配ってあげたい。」と言った。Eが「歌集はありません。」と言うと、本件事業者は、「では見たい人がいつでも見られるように、インターネットに掲載しませんか。あなたの歌で励まされるという人の声が多い。」と、インターネットに短歌を掲載する契約を勧誘した。Eは、「私の歌はそんなのじゃないから。」と言って断った。しかし、本件事業者が、「あなたの歌で慰められるという人が多い。」などと何度も掲載を懇願するので、Eは根負けし、「では1回だけ。」と言って、インターネットに短歌を掲載する契約を了承した。アドバンスからファックスで送られてきた「インターネット作品掲載契約書」に氏名と住所を書き入れ、アドバンスにファックスで返送した。1週間ほど後、金額48万円の請求書がアドバンスからファックスで送られてきたので、Eはその金額に驚いた。

平成24年7月頃、Eの元に、中央通信からも「広告掲載契約書」がファックスで2、3回送付されてきた。数日後、本件事業者は中央通信と名乗りEに電話をかけ、「あなたの短歌はふつうのおばちゃんでも分かり易く、自分の気

持ちを代弁してくれる、勇気をもらったという声がある。自分も共感した。他に作品があったら見せて欲しい。」と言った。Eは、「私の歌などたかが知れているから。」と拒んだが、本件事業者は、「業界新聞Pに載せます。」と業界新聞への短歌掲載契約の勧誘を続けた。Eは、「私は好きなように詠んでいるだけだから。」などと断った。Eが断っても断っても、本件事業者は、「ご覧になった方が見たいと言っている。」、「15万円を13万5千円に値引きする」などと話を続け、電話を切ろうとしなかった。Eはなんとか電話を終わらせたいと思い、「1回だけ。」と言って契約に同意した。Eは13万5千円を1回支払って終わりということを伝えたが、Eが13万5千円を支払った後も、支払日の異なる請求書が、中央通信から郵便とファックスでEに送られてきた。

中央通信から請求があったのと同じ平成24年7月頃、アドワークスから、Eの自宅のファックスに「広告掲載契約書」が2回送信されてきた。Eは、アドワークスという会社に覚えがないので、広告掲載契約書に記載されていた担当者のゴトウ宛てに、送付に驚いている旨を記載した付箋をつけて「広告掲載契約書」には何も記載せずにファックスで送り返した。Eがアドワークスにファックス送信した後、本件事業者はゴトウと名乗りEに電話をかけ、「あなたの短歌は良いので、業界新聞Rに掲載しませんか。」などと言って、新聞へ短歌を掲載する契約を勧めた。Eは、本件事業者の勧誘を断ったが、本件事業者が掲載の話を続けたので、Eは1回限りと約束して業界新聞Rへの短歌掲載契約を承諾した。Eは、「今回一度限りの約束でお受けします。」との注意書きを記載した上で、「広告掲載契約書」をアドワークスにファックスで返送した。翌日、アドワークスから請求書が3回続けてファックスでEに送られてきた。Eに請求書がファックスで送られてきた日の翌朝、本件事業者はゴトウと名乗りEに電話をかけ、「10万円振込みの件、約束を果たしてください。」と言った。Eは、「1回だけというお約束でしたので、これで終わりにしてください。今後一切関係ないことを約束してください。」と言い、本件事業者は、「承知しました。」とEに答えた。しかし、Eが銀行に行き10万円を振り込んだ後も、アドワークスから、支払期日が異なる広告掲載料15万円の請求書がE宛てに郵便で送られてきた。

中央通信、アドワークスから請求があったのと同じ平成24年7月頃、本件事業者は正協のイシカワと名乗りEに電話をかけ、「何日か前に今回だけということでEさんが承知したので、あなたの短歌を掲載する申込を受け入れました。」と言った。Eはその頃数社からの電話や契約書等の送付で混乱していたので、自分が承知したのかもしれないと思い、今回だけと約束して契約に応じた。Eは正協よりファックスで送られてきた「広告掲載申込書」に氏名、住所等を記入しファックスで返送した。本件事業者は正協のイシカワと名乗り、E

に支払いを促す電話をかけた。その後、正協から、Eの短歌を掲載した紙が1枚と、支払期日とその当日の請求書が、Eにファックスで送られてきたので、Eは正協の銀行口座へ15万円を振り込んだ。この日、イシカワから「今回限りです。」と記載されたメモが1枚、ファックスで送られてきたので、Eは契約が終了したと思い安心した。しかし、1週間ほど後、正協から、支払期日が当日の請求書がE宛てに郵便で送られてきた。

Eは、広告掲載料を支払った後も、アドバンス、中央通信、アドワークス、正協から請求書が送られてくるので、もう自分の手には負えないと思い、消費生活センターに相談に行った。